男女共同参画社会をつくる ~男女共同参画に関するQ&A~

- 平成26年3月に育児休業給付の給付率引き上げ等を内容とする雇用保険法の改正 Q1がなされて、同年4月1日から施行されたと聞きましたがどのような内容ですか。
- A 1 男性の育児休業取得率については、平成24年度で1.89%と低い水準で推移しており、女性の育児休業取得率が83.6% であるのに比べると、大きな差がある。また、取得期間も約4割が6日未満と非常に短い。

男性の育児参加の促進は、育児に参加したいという男性自身のワーク・ライフ・バランスの実現だけでなく、配偶者 である女性の就業経続への影響という点でも重要である。そこで、男性の育児体業取得を促進するような環境整備が図 られてきている。

平成22年6月からは、父母が共に育児休業を取得する場合、原則子が1歳までの育児 体業取得可能期間を、子が1歳2か月に達するまでに延長することができる「ババママ 育休プラス」が施行されている。

この施行に合わせ、厚生労働省では、平成22年6月から、育児を積極的にする男性(イ クメン)を応援する「イクメンプロジェクト」を実施し、動く男性が育児をより積極的 に行うことができるよう。WEBサイトでの情報発信やシンボジウム開催等により社会 的気運の醒成を図っている。

育てる気が、実際を含える、計会が助く、

【イクメンプロジェクトの* ロゴマーク1

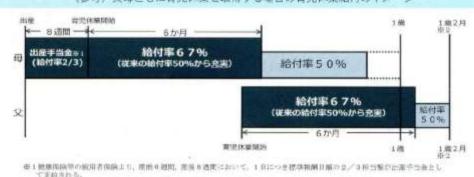
一方で、依然として収入が減るという経済的な理由から育児休業を取得しなかった者 が男女とも一定程度存在する。特に男性の育児休美取得率が伸び悩んでいる状況にある 中、男女ともに育児休業を取得していくことを更に促進するため、平成26年3月に育児

体業給付の給付率引き上げ等を内容とする雇用保険法の改正がなされ、同年4月1日から施行された。

同改正により、育児体業開始時から最初の6月の間についての給付率を、これまでの50%から67%に引き上げること とされた。これにより、父母の双方が取得した場合、それぞれの育児体業開始時から最初の6月の間は67%の給付率と なる。

厚生労働省では、「イクメンプロジェクト」の一環として、平成25年7月には、男性の育児参加を積極的に促進しつつ。 業務改善を図る企業を表彰する「イクメン企業アワード」を創設した。育児体業給付といった制度面での対応と社会的 気運があいまって、男性も育児参加がしやすくなり、男女ともに働きながら安心して子どもを産み育てる環境を整備し ていく必要がある。

「イクメンプロジェクト」http://ikumen-project.jp/index.html



(参考) 父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業給付のイメージ

※1 関係国際がの数別者(国際上り、信用の担因、無限の担保において、1 以上のではからの利用のようのには無いる事とと表示しませた。 て支持される。 係2 向一の子について配偶者が体表をする場合については、子が「1 歳3 から」に置する日まで支給 ひらっマッ容殊ブラスト 終3 子が1 歳(又は1 歳3 から) を超えても作業が必要と認めるれる一定の場合(提育所に入所できない場合等)については 「1 進ちか月」まで支給 毎 4 常児体学給付は非課規となっていること。また。有足体整度単には社会保険料を除消費があることから、体業用の税。社会 保険料定品保の資金と社能して実質的な場件をはも開稿度となる。

平成26年版 男女共同参画白書